平成２８年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―307号　県営住宅
債務者　戸田　貞子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
岡山県倉敷市連島中央５丁目31番14号
債務者　**菅**　　昌幸
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市二日市492番地１
債務者　梶谷　　漸
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
福岡県中間市中鶴４丁目21番15号
債務者　徳田　　舞
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６５号
北九州市門司区吉志新町２丁目６番14号
債務者　田中　智美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７４号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目15番32号（102号）
債務者　松田　秀子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３１７号
さいたま市緑区大字大間木165番地
債務者　木本　昌代
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３８号
さいたま市緑区大字中尾1402番地１　ドミールヤマノウチＡ－６
債務者　太田　智幸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９２号
埼玉県加須市下樋遣川5445番地25
債務者　西島　康彦
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０４号
埼玉県川口市大字安行吉蔵435番地の１　ロイヤルパレスＥ
債務者　大西　尚子（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２６号
さいたま市見沼区大字東新井323番地13　メゾネット臼倉208、旧住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の２　レクセル新狭山513
債務者　安海　和彦
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４８号
さいたま市桜区栄和１丁目21番21号　ハイツブルーム106、旧住所さいたま市桜区町谷４丁目31番11号
債務者　植野　佑子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７２号
さいたま市大宮区三橋１丁目233番地１　セブンオーハイム103号
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７３号
さいたま市大宮区三橋１丁目233番地１　セブンオーハイム103号
債務者　田中　友子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８０号
埼玉県川口市大字伊刈888番地の10
債務者　矢延　正治
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１４号
埼玉県戸田市大字新曽683番地の１　メゾンエメラルド306号室
債務者　鈴木ヨシヱ
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
埼玉県越谷市北越谷４丁目25番36号　エマーレ北越谷603
債務者　五十嵐俊宏
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係